

A. 給与所得の場合

計算の順序	就職(勤労)の時期	計 算 方 法	算出した金額
年間総収入の計算 年間総収入金額は賞与、臨時給与、手当などを 含めた税込金額です。就職時期に合わせて 該当欄に記入してください。	①現在の勤務先に1年以上勤務し引き続き勤務している人	過去の1年間の総収入-通勤手当(※) =年間総収入金額 (※)通勤手当については、月額15万円を超えた場合は、その超えた部分についてのみ収入となります。(交通機関又は有料道路利用者の場合)	<p>①</p> <p>年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額欄)</p> <p>円</p>
	②現在の勤務先に勤務して1年に満たないが引き続き勤務している人 (年の途中で就職した場合)	就職後の総収入の合計(※通勤手当、賞与を除く)×12 就職後の月数 (※)給与が1か月分に満たない場合は翌月から計算してください。	
	③現在の勤務先に勤務してまだ1か月分の給料を受けていない人	雇用条件に基づき支給予定されている1か月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額 (賞与の予定を含む)	
年間給与所得	年間総収入金額の区分		年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)
	161万9千円未満	年間所得金額=(※)-55万円	<p>円</p> <p>②</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>③</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>④</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑤</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑥</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑦</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑧</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑨</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑩</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑪</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑫</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑬</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑭</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑮</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑯</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑰</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑱</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑲</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>⑳</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉑</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉒</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉓</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉔</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉕</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉖</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉗</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉘</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉙</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉚</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉛</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉜</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉝</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉞</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㉟</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊱</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊲</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊳</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊴</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊵</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊶</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊷</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊸</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊹</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊺</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊻</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊼</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊽</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊾</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p> <p>㊿</p> <p>年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)</p> <p>円</p>
	161万9千円以上~162万円未満	年間所得金額=106万9千円	
	162万円以上~162万2千円未満	年間所得金額=107万円	
	162万2千円以上~162万4千円未満	年間所得金額=107万2千円	
	162万4千円以上~162万8千円未満	年間所得金額=107万4千円	
	162万8千円以上~180万円未満	年間所得金額=(※)×0.6+10万円	
	180万円以上~360万円未満	年間所得金額=(※)×0.7-8万円	
	360万円以上~660万円未満	年間所得金額=(※)×0.8-44万円	
(※)=収入金額÷4,000円(小数点第1位以下切り捨て)×4,000円			

B. 年金所得の場合(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合)

受給者の年齢	年間総収入額(A)	年間年金所得金額	算出した金額
65歳未満の人	60万円以下	年間所得金額 = 0	<p>①</p> <p>年間所得額</p> <p>円</p>
	60万1円以上~130万円未満	年間所得金額 = (A)-60万円	
	130万円以上~410万円未満	年間所得金額 = (A)×0.75-27万5千円	
	410万円以上~770万円未満	年間所得金額 = (A)×0.85-68万5千円	
	770万円以上	年間所得金額 = (A)×0.95-145万5千円	
65歳以上の人	110万円以下	年間所得金額 = 0	<p>②</p> <p>年間所得額</p> <p>円</p>
	110万1円以上~330万円未満	年間所得金額 = (A)-110万円	
	330万円以上~410万円未満	年間所得金額 = (A)×0.75-27万5千円	
	410万円以上~770万円未満	年間所得金額 = (A)×0.85-68万5千円	
	770万円以上	年間所得金額 = (A)×0.95-145万5千円	

C. 事業所得の場合

	事業開始の時期	年間事業所得金額	算出した金額
年間所得金額の計算	①現在の事業を前年以前から営み、引き続き同じ事業をしている人	前年1年間の総収入-必要経費 =年間所得額	年間事業所得金額 ① 円
	②現在の事業を営んでから1年に満たないが、引き続き同じ事業をしている人	事業を開始した翌月からの所得金額から計算する。	

(2) 同居しようとする親族や扶養親族の人数や実情から控除金額を求めてください。

	控除種別	控除の金額	算出した金額
控除金額	㉑給与所得等控除	10万円 × 人 = 万円	控除合計 ② 円 ※11ページの各種控除の内容及び控除額をご確認ください。
	㉒親族控除	38万円 × 人 = 万円	
	㉓老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円	
	㉔特定扶養控除	25万円 × 人 = 万円	
	㉕障がい者控除	27万円 × 人 = 万円	
	㉖特別障がい者控除	40万円 × 人 = 万円	
	㉗寡婦控除	27万円 × 人 = 万円	
	㉘ひとり親控除	35万円 × 人 = 万円	

年間所得額から差し引く金額です。家族の実情によりあてはまる箇所を計算してください。

(3) 基準収入月額を求めて、どの収入分位に当てはまるか、確かめてみましょう。

基準収入月額の計算	算出した金額
$\left(\text{①の合計} - \text{②} \right) \div 12 = \text{基準収入月額}$	基準収入月額 円

(4) 計算した基準収入月額から、あなたの収入区分がわかります。

収入区分	基準収入月額	
①	0円～104,000円	①～④は一般世帯及び裁量世帯の申込み可能な収入区分
②	104,001円～123,000円	
③	123,001円～139,000円	
④	139,001円～158,000円	
⑤	158,001円～186,000円	⑤⑥は裁量世帯のみ申込み可能な収入区分 ※コミュニティ住宅は除く。
⑥	186,001円～214,000円	